

平成23年度 栄村臨時職員募集要項

栄村役場に勤務する臨時職員を募集します。

- 1 募集人員 若干名
- 2 職 種 事務補助
- 3 勤務場所 栄村役場
- 4 資 格 等

(1) 国籍、年齢、住所等

資格要件	内 容
国 籍	日本国籍を有する者
年齢等	① 20才以上の者（平成23年4月1日現在） ② パソコン（ワード・エクセル等）で文書作成のできる者 ③ 健康で、かつ普通免許を有する者

(2) 次のいずれかに該当する人は、(1)の要件を満たしても受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 栄村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年経過しない者
 - ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 5 雇用期間 平成23年5月2日から6カ月間
*6カ月単位で更新し、最長平成25年3月31日まで更新可能
 - 6 賃 金 栄村臨時職員雇用要綱による
 - 7 勤務時間
午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間）
 - 8 募集期間及び申込み方法
平成23年4月22日から平成23年4月28日まで。但し、不備のある場合には、受理しない。

受付時間は、午前8時30分から午後5時までとし、土、日、祝日は受付しない。

なお、郵送による場合は、平成23年4月28日までの消印のあるものまで受付けます。

栄村役場の窓口で配布する募集要項の「採用申込書」により提出する。

9 試験及び合格発表

- (1) 申込み多数の場合は、面接等により採用を決定します。
- (2) 面接試験は、栄村の臨時職員としての適格性についての面接による試験です。
- (3) 採用の可否は5月2日の予定です。

9 その他

- (1) 提出した書類等については、返却いたしません。
- (2) 不明な点がありましたら、下記へ問い合わせてください。

問い合わせ先 〒389-2792

長野県下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場総務課行政係

電話 0269-87-3111 内線 127 FAX 0269-87-3083

メールアドレス gyousei@vill.sakae.nagano.jp